

第四次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画 の策定に向けて

誰もが安心して
明るく楽しく暮らしていける
まちづくり

～見守り合い 助け合い みんなでつくろう いきいき防府 ～



令和6年7月

防府市 福祉部 福祉総務課

1 策定の趣旨

令和3年3月に防府市、防府市社会福祉協議会が協力・連携して策定した「第三次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」が令和7年度をもって計画期間満了となることから、これまでの計画における理念や課題への対応を継続しつつ、刻々と変化する社会情勢と法改正等に伴う新たな福祉施策を踏まえ、令和8年3月に第四次計画を策定するものです。

2 計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき行政が策定する市町村地域福祉計画であり、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、地域住民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

■社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

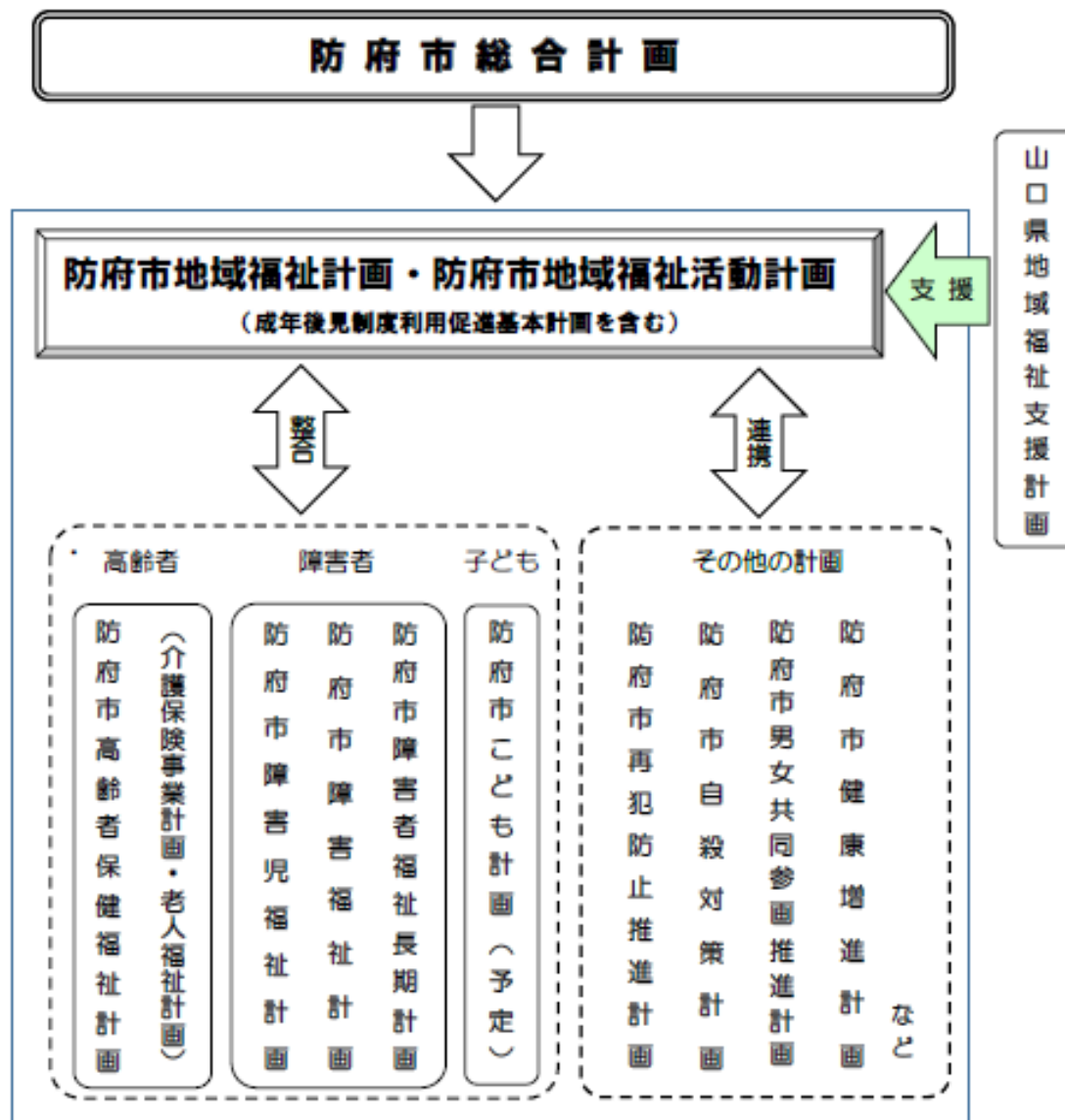
（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3 総合計画や他の個別計画等との関係

総合計画や他の個別計画等との関係

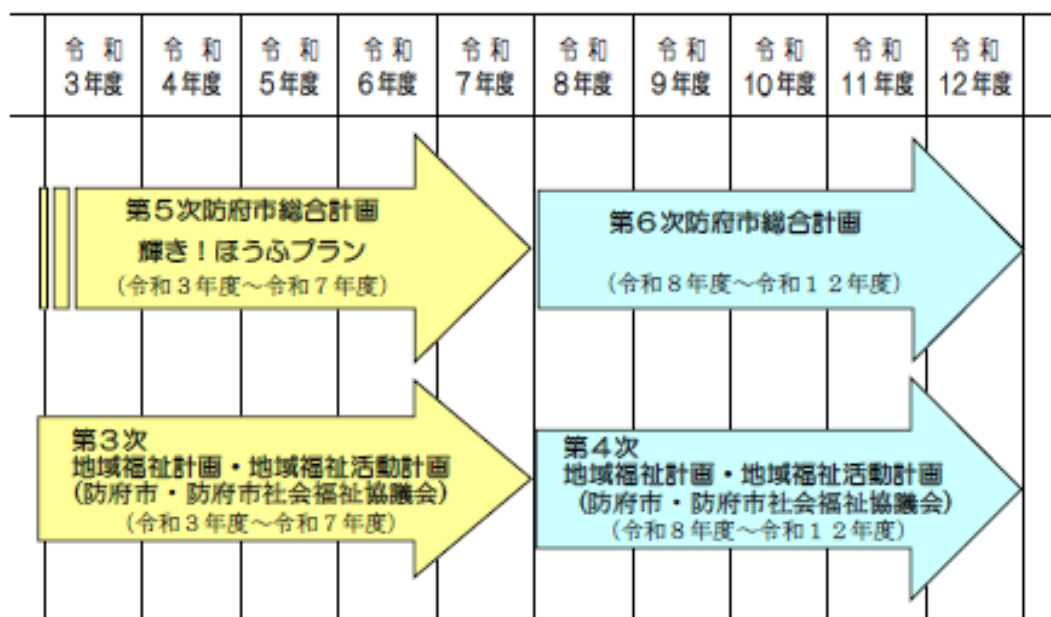


本計画は、「防府市総合計画」の下位計画として位置づけます。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。

さらに、防府市こども計画（予定）、防府市障害者福祉長期計画、防府市障害福祉計画、防府市障害児福祉計画、防府市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画・老人福祉計画）等の各福祉分野において策定する計画の上位計画として位置づけるとともに、その他関連計画との整合を図ります。

4 計画の期間



【参考】福祉分野の他の個別計画

- | | |
|--|--------------|
| ○ 第10次防府市高齢者保健福祉計画
(第9期介護保険事業計画・老人福祉計画) | 令和6年度～令和8年度 |
| ○ 第5次防府市障害者福祉長期計画 | 令和3年度～令和8年度 |
| ○ 第7期防府市障害福祉計画 | 令和6年度～令和8年度 |
| ○ 第3期防府市障害児福祉計画 | 令和6年度～令和8年度 |
| ○ 第2期防府市子ども・子育て支援事業計画 | 令和2年度～令和6年度 |
| ○ 第6次防府市男女共同参画推進計画 | 令和5年度～令和9年度 |
| ○ 第2次防府市健康増進計画(中間評価・見直し) | 平成28年度～令和7年度 |
| ○ 防府市自殺対策計画 | 令和2年度～令和8年度 |
| ○ 防府市再犯防止推進計画 | 令和3年度～令和7年度 |

本計画の計画期間は、本市の総合計画や福祉関連計画等の計画期間も考慮し、令和8年度から令和12年度までの5か年計画とします。

なお、計画策定後は、必要に応じて見直しをします。

5 策定に向けた取組、方向性

(1) 現行計画の進捗状況の確認

現行計画における活動目標の振り返りと課題について、確認・精査を行います。

(2) 福祉ニーズの調査及び新たな課題の把握

市民アンケートや地区座談会の開催等により福祉ニーズについて調査を行うとともに、社会情勢の変化や国・県等の動向を踏まえながら、新たな課題の把握を行います。

(3) 課題や取組の整理及び実施目標等の検討

次期計画に掲載する課題や取組を体系ごとに整理し、実施目標等について検討します。

(4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画による一体的な地域福祉の推進

地域福祉計画と地域福祉活動計画のそれぞれの果たす役割や位置付けを明確にするとともに、市、住民や地域、関係機関、団体、市社会福祉協議会等が協働して地域福祉活動に取り組むため、引き続き、地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定します。

(5) 福祉以外の分野との連携

様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とし、福祉以外の分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）と連携し、地域の活性化にも寄与しながら、地域生活課題の解決につながる取組を推進していきます。

(6) 成年後見制度利用促進基本計画を包含

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」については、地域福祉計画・地域福祉活動計画と関わりが深く、共通する点も多いことから、本計画に包含して策定し、制度の利用促進や体制整備などについて計画的に推進していきます。

6 国・県の動向

■制度改正等の状況

年	法制度等の動き	主な内容
2016 (H28)	◆「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ◆改正社会福祉法の成立 ◆成年後見制度利用促進法の成立 ◆改正障害者総合支援法の成立 ◆改正母子保健法の成立 ◆改正児童福祉法の成立 ◆再犯防止推進法の成立 ◎「第二次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」の策定	・「地域共生社会の実現」を提唱 ・社会福祉法人の地域公益活動の責務 等 ・市町村計画の策定 等 ・障害者の望む地域生活の支援 等 ・子育て世代包括支援センターの法定化 等 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置 等 ・地方再犯防止推進計画の策定 等 ・地域福祉を支えるひとづくり ・地域福祉を推進するための環境づくり ・誰もが安心して利用できる地域福祉のシステムづくり
2017 (H29)	◆「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」の決定（「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部） ◆改正社会福祉法の成立 ◆社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示）	・地域課題の解決力の強化 ・地域丸ごとのつながりの強化 ・地域を基盤とする包括的支援の強化 ・専門人材の機能強化・最大活用 ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり ・地域福祉計画策定の努力義務化 ・共生型サービスの創設 等 ・適切かつ有効な実施を図るための事業内容、留意点等
2018 (H30)	◇「山口県地域福祉支援計画（第四次計画）」の策定	・共に見守り、支え合う地域づくり ・地域福祉サービスの基盤づくり ・地域福祉の担い手づくり
2019 (R1)	◆改正子ども・子育て支援法の成立 ◆改正児童福祉法の成立 ◆改正児童虐待防止法の成立	・幼児教育・保育の無償化 ・児童の権利擁護（体罰の禁止の法定化） ・児童相談所の体制強化 ・児童相談所の設置促進 等
2020 (R2)	◆改正社会福祉法の成立	・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため市町村の包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業を創設 等
2021 (R3)	◎「第三次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」の策定	・地域福祉を支えるひとづくり ・地域福祉を推進するための環境づくり ・誰もが安心して利用できる地域福祉のしくみづくり
2022 (R4)	◆改正児童福祉法の成立 ◆こども基本法の成立 ◆改正障害者総合支援法の成立	・こども家庭センターの法定化 等 ・こども家庭庁の創設 等 ・基幹相談支援センター設置の努力義務化 等
2023 (R5)	◆孤独・孤立対策推進法の成立 ◆認知症基本法の成立 ◇「山口県地域福祉支援計画（第五次計画）」の策定	・孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム、孤独・孤立対策地域協議会の設置の努力義務化 等 ・認知症施策推進計画策定の努力義務化 等 ・誰もが共に支え合う地域づくり ・誰もが安心して利用できる福祉サービスの基盤づくり ・地域福祉を支える多様な担い手づくり

◆国の取組 ◇県の取組 ◎市の取組

国では、平成29年の社会福祉法改正において、包括的支援体制の構築が市町村の努力義務として定められました。

また、令和2年の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するための手法の一つとして「属性を問わない相談支援」、「社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設されました。

山口県では、令和5年12月に「第五次山口県地域福祉支援計画」を策定し、「年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、地域の誰もが自分らしく活躍し、共に支えながら、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現」を基本目標に、地域コミュニティづくりの促進や、相談者の属性や相談内容を問わない重層的な相談支援体制の整備、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応できる人材の育成などに取り組むこととしています。

7 目指す姿

◆地域共生社会の実現◆

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども、高齢者、障害者等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することとされ、本市においても現行計画に基づき、その実現に向けた取り組みを進めており、引き続き、次期計画においても更なる地域福祉を推進し、「地域共生社会」の実現を目指します。



8 計画に盛り込むべき事項

令和2年に社会福祉法の一部改正とともに市町村地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。その中で、以下の5項目が市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として定められました。

■市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示す計画に盛り込むべき事項

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	
ア	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
イ	高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ	制度の狭間の課題への対応の在り方
エ	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
オ	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
カ	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
コ	高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
サ	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
ス	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
セ	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施してくための補助事業等を有効に活用した連携体制
タ	全庁的な体制整備
二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	
ア	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
イ	支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
ウ	サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
エ	利用者の権利擁護
オ	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	
	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	
	ア 地域住民、ボランティア団体、NPO 等の社会福祉活動への支援
	イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
	ウ 地域福祉を推進する人材の養成
五 包括的な支援体制の整備に関する事項	
	ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 (ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 (イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 (ウ) 地域住民等に対する研修の実施
	イ 「住民の身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 (ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 (イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 (ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 (エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築
	ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築 (ア) 支援関係機関によるチーム支援 (イ) 協働の中核を担う機能 (ウ) 支援に関する協議および検討の場 (エ) 支援を必要とする者の早期把握 (オ) 地域住民等との連携
六 その他	
	市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

9 策定スケジュール（予定）

令和6年度

令和6年 5月～7月 地区座談会（4地区）の開催

7月 令和6年度第1回 防府市地域福祉連絡会議（庁内）

- ・ 現行計画の確認
- ・ 次期計画の策定方針
- ・ 市民アンケート調査内容の確認

7月 令和6年度第1回 防府市地域福祉推進協議会（外部）

- ・ 令和5年度取組の評価と検証
- ・ 次期計画の策定方針
- ・ 市民アンケート調査内容の確認

8月 市民アンケート調査実施

《アンケート概要》

【調査対象】 18歳以上の市民2,000人

【抽出方法】 地区と年齢により区分したうえで無作為抽出

2月 令和6年度第2回 防府市地域福祉連絡会議（庁内）

- ・ 地区座談会・市民アンケート調査結果
- ・ 次期計画骨子案の提案

3月 令和6年度第2回 防府市地域福祉推進協議会（外部）

- ・ 地区座談会・市民アンケート調査結果
- ・ 次期計画骨子案の提案

令和7年度

令和7年 7月 令和7年度第1回 防府市地域福祉連絡会議（庁内）

令和7年度第1回 防府市地域福祉推進協議会（外部）

- ・ 現行計画の総括
- ・ 次期計画素案を提案

9～10月 パブリックコメント実施

11月 令和7年度第2回 防府市地域福祉連絡会議（庁内）

令和7年度第2回 防府市地域福祉推進協議会（外部）

- ・ パブリックコメント結果
- ・ 次期計画最終案を提案

3月 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定

10 「第四次計画策定のためのアンケート調査」の実施

調査の目的	①防府市民の地域福祉に関する意識と福祉活動等の現状、福祉ニーズの把握 ②前回調査（令和元年度実施）との比較・分析
調査対象	満18歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人を対象
実施時期	令和6年8月（予定）
実施方法	郵送配布し、郵送による回収またはLoGoフォームによる回答

◆前回調査（令和元年度実施）との変更点

①回答方法を選択制とする。

- ・紙の調査票に記入し、返信用封筒による返送
- ・LoGo フォーム（インターネット）による回答【新規】

②前回調査結果と比較できるよう、前回の質問内容を基本とし、社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しに繋がる調査項目について新たに追加するとともに修正等を行う。（参照：新旧表）

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 防府市における地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため、防府市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉施策に関する基本的な計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画に基づく地域福祉施策の総合的な推進に関すること。
- (3) その他地域福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、市民及び行政関係者のうちから市長が委任する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(連絡会議)

第7条 協議会における専門的事項等について調査研究するため、防府市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部福祉総務課及び防府市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

防府市地域福祉推進協議会 委員名簿

No.	区 分	団 体 名 等	職名 (役職)	氏 名
1	学識経験者	山口県立大学社会福祉学部	名誉教授	草 平 武 志
2	〃	〃	教 授	長谷川 真 司
3	活動実践団体	右田地区社会福祉協議会	会 長	石 田 和 雄
4	〃	防府市自治会連合会		吉 村 廣 樹
5	〃	防府市民生委員児童委員協議会	会 長	山 崎 元
6	医療関係団体	一般社団法人 防府医師会	副 会 長	松 村 康 博
7	福祉・介護サービス 関係事業者	地域包括支援センター	防府西 地域包括支援 センター長	大 道 久 子
8	〃	社会福祉法人 防府市社会 福祉事業団	常務理事	島 田 文 也
9	児童福祉関係団体	防府市子ども会育成連絡協議会	事務局長	松 永 小夜子
10	母子保健関係団体	防府市母子保健推進協議会	会 長	肥 田 久美子
11	高齢者福祉関係団体	防府市老人クラブ連合会	副 会 長	近 棟 猛
12	当事者団体	防府市障害福祉団体連合会	会 長	中 村 信 也
13	ボランティア団体	防府ボランティア連絡会	会 長	門 田 美和子
14	NPO 団体	特定非営利活動法人 市民 活動さぼーとねっと	職 員	山 野 悦 子
15	企業等社会貢献活動 事業者	東山口信用金庫	次 長	湯 面 伸 哉
16	教育関係者	防府市小学校長会	西浦小学校長	山 本 珠 美
17	行政関係者	山口健康福祉センター防府 保健部（山口県防府保健所）	所 長	原 田 昌 範
18	〃	防府公共職業安定所	統括職業 指導官	中 本 祐 子
19	社会福祉協議会	山口県社会福祉協議会	副部長兼 地域福祉班長	山 本 貴 茂
20	公募委員			讃 井 康 一

【令和 6 年 7 月現在】

(設置)

第1条 防府市地域福祉推進協議会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、防府市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議の委員は、防府市職員のうち別表に掲げる職にある者及び防府市社会福祉協議会の事務局長とする。

2 連絡会議に会長を置く。

3 会長は、福祉部次長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第3条 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれを務める。

3 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、福祉部福祉総務課及び防府市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

総務部	人事課長
〃	行政管理課長
〃	防災危機管理課長
〃	財政課長
総合政策部	政策推進課長
〃	地域振興課長
〃	広報政策課長
文化スポーツ観光交流部	スポーツ振興課長
〃	文化振興課長
生活環境部	環境政策課長
〃	くらし安全課長
福祉部	高齢福祉課長
〃	障害福祉課長
〃	生活支援課長
〃	福祉総務課長
保健こども部	子育て推進課長
〃	こども相談支援課長
〃	健康増進課長
産業振興部	商工振興課長
土木都市建設部	都市計画課長
〃	建築課長
消防本部	消防総務課長
教育委員会教育部	教育総務課長
〃	学校教育課長
〃	生涯学習課長

だれもがワンボラ



「だれもがワンボラ」運動マスコット
「つぼみちゃん」

※防府市と防府市社会福祉協議会では、「誰もが背伸びせず気軽に、できる範囲のボランティア活動をひとつでも体験しよう」という意味の「だれもがワンボラ」運動を推進しています。